

札幌市認定動物園助成金交付要綱

令和5年3月14日環境局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、さっぽろの動物園ステップアップ制度実施要綱に基づき認定された札幌市認定動物園に対し、札幌市動物園条例（令和4年条例第30号）第20条に基づく野生動物の保全活動及び良好な動物福祉の確保に関する取組（以下「野生動物の保全活動等」という。）に係る資金を助成するために必要な事項を定める。

(助成対象事業及び経費)

第2条 助成対象事業は、次の各号を目的とした事業とする。

- (1) 野生動物の保全に関する調査・研究
- (2) 野生動物の保全意識を醸成し、及び行動を促す教育活動
- (3) 生息域外保全のための累代飼育
- (4) 生息域内保全に関する取組

2 前項の事業は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす必要がある。

- (1) 当該事業が当該年度内において、国、都道府県、市町村又はその他の法人からの助成等を受けている、若しくは、受けることが決定している事業でないこと。
- (2) 助成金の交付を受けようとする札幌市認定動物園（以下「助成金申請動物園」という。）の経費負担により既に実施している事業又は過去に実施したことのあつた事業でないこと。ただし、この要綱に基づき複数年度において取り組む事業として申請され、助成金の交付決定を受けた事業については、助成金の交付決定を受けた初年度から3年間までの事業についてはこの限りではない。

3 助成対象となる経費は、別表1のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認める経費について、市民動物園会議の意見を聴いた上で助成対象となる経費として特別の定めをすることができる。

4 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、助成対象となる経費に含まれないが、次の各号に掲げる事業者にあつては、消費税等を助成対象経費に含めることができるものとする。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない者
- (2) 免税事業者
- (3) 簡易課税事業者
- (4) 消費税法別表第三に掲げる法人
- (5) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

5 助成対象となる経費については、原則、助成金の交付決定日以降に支払った経費を対象とする。

(助成金の額等)

第3条 1年度当たりの助成金の総額は、当該年度の予算の範囲内とする。

2 1事業当たりの助成金の額は、札幌市認定動物園の認定区分に応じて、次の各号に掲げる上限額又は前条に基づく助成対象となる経費の総額のいずれか低い額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- (1) 優良認定動物園 100万円
- (2) 認定動物園 50万円

3 助成対象事業を実施する場合のみ発生する収入があるときは、前項の助成対象となる経費の総額から当該収入を差し引いた額を助成対象事業費とする。

4 助成は、1年度において1者につき1事業までとする。

(助成金の交付の申請)

第4条 助成金申請動物園は、市長に対しその定める期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 札幌市認定動物園助成金交付申請書(様式1)
- (2) 助成対象事業に係る事業計画書(様式2)
- (3) 助成対象事業に係る収支計画書(様式3)
- (4) その他市長が必要と認めた書類

2 助成金申請動物園は、助成金の交付申請にあたって、当該助成対象事業における仕入に係る消費税等相当額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下「消費税等相当額」という。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請書の到達した日から起算して2か月以内に、市民動物園会議の審査を経て、助成金の交付について決定するものとする。

2 前項の審査に係る基準は別表2のとおりとする。

3 市長は、第1項の決定において必要があるときは、助成金の交付の申請に係る書類(第4条第1項各号に定める書類をいう。)に修正を加えて助成金の交付を決定することができる。

4 市長は、助成金を交付することを決定したときは、札幌市認定動物園助成金交付決定(変更)通知書(様式4)により、助成金を交付しないことを決定したときは、札幌市認定動物園助成金不交付決定通知書(様式5)により、すみやかに助成金申請動物園に通知するものとする。

5 前項に定める札幌市認定動物園助成金交付決定通知書には、市民動物園会議の意見を付記することができるものとする。

6 市長は、助成金の交付申請がなされた全ての交付金事業について、当該消費税等

相当額について、助成金の額の確定又は消費税の申告後において精算、減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(助成事業の変更)

第6条 助成金の交付決定を受けた札幌市認定動物園（以下「助成金交付動物園」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ札幌市認定動物園助成金交付事業変更等申請書（様式6）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成事業の内容を変更するとき。
- (2) 助成事業を中止、または廃止するとき。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、第5条各項に準じた審査、助成金額の変更の決定及び通知を行うものとする。

(関係書類の保存)

第7条 助成金交付動物園は、助成事業に係る経理を明らかにした書類、帳簿等を事業終了後5年間保存しなければならない。

(状況報告)

第8条 助成金交付動物園は、助成対象事業の遂行又は支出状況について市長の要求があったときは、速やかに市長に状況を報告しなければならない。

2 市長は、助成金交付動物園に対し前項の報告の確認に必要な関係書類の提出を求めることができる。

(市民動物園会議の助言等)

第9条 助成事業について必要があると認めるときは、市民動物園会議が助成金交付動物園に対して助言等を行うことができるものとする。

2 助成金交付動物園は、市民動物園会議に対して、助成事業の効果的な実施のために、必要な助言・指導を求めることができるものとする。

(実績報告)

第10条 助成金交付動物園は、助成事業の終了後、1か月以内（ただし、事業終了が3月31日の場合にはその日までとする。）に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 札幌市認定動物園助成金事業実績報告書（様式7）
- (2) 事業実施報告書（様式8）
- (3) 収支決算書（様式9）
- (4) 現金出納帳（様式10）
- (5) 事業の経過又は成果を証する書類等
- (6) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、助成を行った事業に対して、助成金の使途等に関する調査又は第7条の

書類、帳簿等を開示させ、その報告又は説明を求めることができる。なお、助成金交付動物園は、これに応じなければならない。

- 3 市長は、助成事業の終了後、当該事業に関する報告会を公開により開催することができる。
- 4 助成金交付動物園は、前項の報告会が開催された場合、助成事業の実施結果を報告するものとする。

(助成金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認した後、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、札幌市認定動物園助成金確定通知書（様式11）により、当該助成金交付動物園に通知するものとする。

- 2 第2条第4項第5号に該当する助成金交付動物園のうち、事業完了後に当該助成金に係る消費税等相当額を確定し、これを返還することとした者については、消費税等相当額確定後、すみやかに助成金対象事業の仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式12）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による助成金確定の通知後、すみやかに助成金を交付するものとする。

(概算額の交付)

第13条 前条の規定にかかわらず、助成金交付動物園から申出があった場合には、事前に概算額を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、助成金交付動物園が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段又は違法な行為により、助成を受けたとき。
- (2) 助成目的以外の経費に助成金を流用したとき。
- (3) 認定要綱第8条の規定により、認定が取り消されたとき。
- (4) その他この要綱に違反した場合

- 2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消したときは、札幌市認定動物園助成金交付取消通知書（様式13）により、当該助成金交付動物園に通知するものとする。

(助成金の返還)

第15条 市長は、前条の規定に基づき助成金の交付を取り消した場合、期限を定めて、当該助成金交付動物園に対して交付した助成金の全部又は一部の返還を請求するも

のとする。

- 2 市長は、第6条第2項の通知において交付決定額を減額した場合、かつ、第12条に基づき概算額の交付をした場合は、期限を定めて、当該助成金交付動物園に対して交付した助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 3 市長は、第11条第2項の規定に基づく報告があったときは、当該助成金交付動物園に対して交付した助成金に係る消費税等相当額の返還を請求することができる。
- 4 市長は、助成金交付動物園に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金交付動物園に対してその返還を請求するものとする。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定に基づき助成金の返還を請求するときは、札幌市認定動物園助成金返還決定通知書（様式14）により、前項の規定に基づき助成金の返還を請求するときは、札幌市認定動物園助成金確定通知書（兼返還決定通知書）（様式11）により当該助成金交付動物園に通知するものとする。

（審査員）

第16条 第5条に規定する審査を行う市民動物園会議の委員の委嘱については、さっぽろの動物園ステップアップ制度実施要綱第23条の規定を準用する。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、円山動物園長が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、札幌市動物園条例（令和4年条例第30号）附則第1条ただし書きに規定する規定の施行期日から施行する。

別表1 助成対象経費

経費区分	内容
謝礼金	講師・指導者・ボランティアへの謝礼等
旅費	交通費（航空運賃、鉄道運賃）、宿泊費等
備品費	物品や機器のうち、概ね1年以上の耐用年数をもち、価格が1万円以上のものの購入に要する経費
消耗品費	備品に該当しない消耗される物品や機器の購入に要する経費
印刷製本費	文書・図面・事務用紙・パンフレット・ポスター等の印刷料、複写サービス料、書類・雑誌の製本代等
通信運搬費	切手、ハガキ等の郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費
賃借料・使用料	車両、会場、機器類等の使用に係る賃借料、当該助成事業に係る光熱水費
賃金等	日々雇用者の賃金のほか、当該申請事業により申請事業期間における新たに雇用が必要となった者の賃金等
役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等
資材購入費	事業を実施するうえで必要な資材購入等に要する経費
その他	その他事業に必要な経費で、特に市長が必要と認める経費

※ただし、次のような運営事業者の維持運営に伴う経常経費等は対象外とする。

- 動物の購入費
- 事務所や活動拠点の家賃、光熱水費等、運営事業者の経常的な運営に係る経費
- 飲食費
- 建設費（改修、改築に要する費用等を含む。ただし、工作物に係る経費は除く。）
- 日常的な事務作業のために使用する文房具類の購入費
- 運営事業者内部の会議などで使用する図書や各種用品の購入費
- 消費税及び地方消費税
- その他、市長が適当でないと認める経費

別表2 審査基準

項目	加点要素
共通項目	
活動の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象となる野生動物の生息環境に関する基礎情報が得られること。 ・助成金申請動物園において、当該活動が現状行われておらず、新たに取り組むことの必要性が認められること
実施の確実性及び活動の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施する人員、経費、資機材等が確保されていること。 ・緊急性、独自性、先駆性、地域貢献などが考慮されていること ・活動目標については、当該事業の現状に照らして維持・向上を図ることができる目標となっていること
活動の継続性及び発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費が活動内容及び期待される効果等に照らして適切であること。 ・活動の継続について見込みを立てており、事業終了後も組織として活動を継続する体制があること。
助成対象事業の個別基準	
第2条第1項第1号 (野生動物の保全に関する調査・研究)	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象となる野生動物の生息環境に関する基礎情報が得られること。 保全対象となる野生動物の飼育下における生理・行動・栄養状態等の新たな知見の集積ができること ・事業の成果が社会教育、生息域外保全、生息域内保全、飼育動物の良好な動物福祉の確保等の野生動物の保全に寄与できること
第2条第1項第2号 (野生動物の保全意識を醸成し、及び行動を促す教育活動)	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象となる野生動物の生息環境について不特定多数の者に情報発信し、保全への行動を促すことが期待できること ・当該事業を実施した後、アンケート等実態調査により事業の効果測定を行うことができること
第2条第1項第3号 (生息域外保全のための累代飼育に関すること)	<ul style="list-style-type: none"> ・生息域外保全の計画策定又は推進が期待できること ・保全対象となる野生動物の累代飼育が見込まれること
第2条第1項第4号 (生息域内保全に関する取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象となる野生動物の生息環境の維持・回復につながる事 ・生息域外保全と生息域内保全との連携を図ることができるもの。

様式 1

年 月 日

札幌市長

郵便番号

所 在

名 称

代表者名

担当者名

連絡先電話番号 - -

連絡先メールアドレス :

札幌市認定動物園助成金交付申請書

標記の助成金に係る事業を実施したいので、札幌市認定動物園助成金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり、助成金の交付について関係書類を添えて申請します。

- 1 助成金交付申請額 金 _____ 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 _____ 円)
- 2 助成対象事業の事業計画書 別添 1 のとおり
- 3 助成対象事業の収支計画書 別添 2 のとおり
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

様式 2

事業計画書

<p>1 事業名</p> <p>※活動内容が分かる簡潔な事業名とすること</p>			
<p>2 事業期間 (※2)</p>	<p>年度 ~</p>		<p>年度</p>
<p>3 該当する事業のメニュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当するメニューに✓ ・該当するメニューにおいて、対象とする種名、啓発の場合はその内容など何をどうするのか概略を記入。 			
<p>(1)</p> <p><input type="checkbox"/> 野生動物の保全に関する調査・研究</p>			
<p>(2)</p> <p><input type="checkbox"/> 野生動物の保全意識を醸成し、及び行動を促す教育活動</p>			
<p>(3)</p> <p><input type="checkbox"/> 生息域外保全のための累代飼育</p>			
<p>(4)</p> <p><input type="checkbox"/> 生息域内保全に関する取組</p>			
<p>4 交付申請額</p>			
<p>初年度(年度)</p> <p>千円</p>	<p>2年目</p> <p>千円</p>	<p>3年目</p> <p>千円</p>	
<p>5 交付申請額の積算内訳</p>	<p>別紙</p>		
<p>6 事業目的及び事業計画の概要</p> <p>【目的】</p> <p>【事業概要】</p>			
<p>7 事業の背景及び助成金申請者の当該事業に係る課題と取組の現状</p>			

8 事業計画			
(1) 初年度 (年度) の事業計画			
助成金対象事業 概要：			
ア □□事業 イ △△事業 ウ ××事業			
事業開始予定日： 年 月 日 <small>※事業開始予定日は、申請要領のスケジュールを参照し、交付決定時期を踏まえて余裕をもって設定すること</small>			
(2) 2年目の事業計画 ※2年以上の計画期間を要する事業のみ記入			
交付金事業 概要：			
ア □□事業 イ △△事業 ウ ××事業			
(3) 3年目の事業計画 ※3年以上の計画期間を要する事業のみ記入			
交付金事業 概要：			
ア □□事業 イ △△事業 ウ ××事業			
9 事業の実施により期待される効果 (目標)			
数値目標	現状値	目標値	目標到達年次
10 事業終了後の活動継続の見通し <small>活動計画、活動体制の維持等、可能な限り具体的に記載ください。</small>			

収支計画書

事業者名 _____

項目		金額		備考	
収入	自己資金				
	札幌市認定動物園助成金	(G)			
	当該事業収入	(D)			
	その他				
	収入合計				
支出	助成対象経費	謝金			
		旅費			
		備品費			
		消耗品費			
		印刷製本費			
		通信運搬費			
		賃借料・使用料			
		賃金等			
		役務費			
		資材購入費			
		その他			
	小計	(C)			
	助成対象外経	仕入れに係る消費税相当額			
小計		(B)			
支出合計		(A)			

※各経費の内訳は、別表「事業費内訳書」のとおり。

【助成金交付申請額算定表】

総事業費 (A)	助成対象外経費 (B)	助成対象経費 (C) = (A) - (B)	当該事業収入 (D)
助成金額基礎額 (E) = (C) - (D)	助成限度額 (F)	助成金交付申請額 (G)	

※ (G) は、(E) > (F) の場合は (F)、(E) < (F) の場合は (E)

様式3 (別表)

事業費内訳書

(年度) 認定区分: 事業名:

個別事業名	総事業費	経費区分	項目	数量	単価 (円)	金額(円)	うち対象外経費(円)	備考
総事業費計 (A)							(B)	

総事業費 (A)	助成対象経費		助成対象外経費 (B)
	助成申請額 (C)	自己負担額 (D)	

※ (D)は、当該事業収入相当額分を含めて算出すること

様

札幌市長

札幌市認定動物園助成金交付決定（変更）通知書

年 月 日付で申請のあった札幌市認定動物園助成金については、下記のとおり交付することに決定（交付決定内容を変更）したので通知します。

記

1 助成対象事業費及び助成金額

助成対象事業費総額（変更後）	金	円
助成対象経費（変更後）	金	円
助成金額（変更後）	金	円

2 助成金は、助成金確定の通知後、交付するものとする。ただし、助成金交付申請時に概算払の申出があった場合には、事前に交付決定された金額を交付するものとする。

3 交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容の変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (2) 助成事業を中止、または廃止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (3) 助成金は、事業目的以外に使用しないこと。
- (4) 事業終了後 1 か月以内（事業終了が 3 月 31 日の場合はその日まで）に、札幌市認定動物園助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める様式により市長に実績を報告すること。
- (5) 助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その確定した助成金額を超える交付済額は返還するものとする。
- (6) 事業終了後、消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等」という。）を確定したときは、助成金交付事業の仕入れに係る消費税等相当額報告書を市長に提出し、交付済の助成金に係る消費税等相当額は返還するものとする。
- (7) 助成事業に係る経理を明らかにした書類、帳簿等を事業終了後 5 年間保存しなければならない。
- (8) その他要綱の規定のうち、助成金交付動物園に係る規定を遵守すること。

4 助成条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が助成を不適当と認めたときは、助成を取消し若しくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。

様

札幌市長

札幌市認定動物園助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった札幌市認定動物園助成金については、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

1 不交付の理由

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、札幌市を被告として（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の

様式 6

年 月 日

札幌市長

郵便番号

所 在

名 称

代表者名

担当者名

連絡先電話番号 - -

連絡先メールアドレス :

札幌市認定動物園助成金対象事業変更等申請書

年 月 日付札幌動推第 号で交付決定の通知を受けた標記の助成金について、下記のとおり申請内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 決定済助成金額 金 _____ 円

2 変更助成金交付申請額 金 _____ 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 _____ 円)

3 変更の内容

4 変更の理由

5 添付書類

(1) 変更後事業計画書

(2) 変更後収支計画書

(3) 変更後事業費内訳書

様式 7

年 月 日

札幌市長

郵便番号

所 在

名 称

代表者名

担当者名

連絡先電話番号 - -

連絡先メールアドレス :

札幌市認定動物園助成金事業実績報告書

年 月 日付札幌動推第 号により札幌市認定動物園助成金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

1 助成対象事業名

2 助成金決定額 金 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

3 事業実施期間

事業開始 令和 年 月 日

事業終了 令和 年 月 日

4 事業実施報告書 別添 1 のとおり

5 収支決算書 別添 2 のとおり

6 現金出納帳 別添 3 のとおり

7 事業の経過又は成果を証する書類等

8 添付資料 (事業の実績を示す資料として)

- ・ 交付対象経費に掛かる請求書又は領収書の写等
- ・ 活動状況等、事業の実施状況を示す写真 (実施前及び実施中又は実施後の写真) など

様式 8

事業実施報告書

事業者名 _____

事業名	
目的	
事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
助成事業の実施結果	
事業の成果又は進捗	
今後の展望・ 対応方法等	

収支決算書

事業者名 _____

項目		予算	決算	予・決の差	備考	
収入	自己資金					
	札幌市認定動物園助成金	(I)	(H)	(J)		
	当該事業収入		(D)			
	その他					
	収入合計					
支出	助成対象経費	謝金				
		旅費				
		備品費				
		消耗品費				
		印刷製本費				
		通信運搬費				
		賃借料・使用料				
		賃金等				
		役務費				
		資材購入費				
	その他					
	小 計		(C)			
	助成対象外経費	仕入れに係る消費税相当額		(G)		
小 計			(B)			
支出合計			(A)			

※各経費の内訳は、別表「事業費内訳書」のとおり。

【助成金精算額算定表】

総事業費 (A)	助成対象外経費 (B)	助成対象経費 (C) = (A) - (B)	当該事業収入 (D)	助成金額基礎額 (E) = (C) - (D)
助成限度額 (F)	仕入れに係る 消費税等相当額 (G)	助成金確定額 (H) = (E) or (F) - (G)	交付済助成金 (I)	差引過不足額 (J) = (I) - (H)

様

札幌市長

札幌市認定動物園助成金確定通知書
(兼返還決定通知書)

年 月 日付で実績報告のあった札幌市認定動物園助成金事業については、下記のとおり当該助成金の額を確定したので、通知します。

記

1 助成事業名

2 確定内容

助成対象事業費総額	金	円
助成対象経費	金	円
助成金確定額	金	円
助成金交付済額	金	円
返還請求額	金	円

札幌市長

郵便番号
所 在
名 称
代表者名
担当者名 連絡先電話番号 - -
連絡先メールアドレス :

助成金対象事業の仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付札幌動推第 号により札幌市認定動物園助成金の確定通知書を受けた事業について、札幌市認定動物園助成金交付要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|---|-----------|
| 1 助成金確定通知額 | 金 _____ 円 |
| 2 助成金確定時に減額した
仕入れに係る消費税等相当額 | 金 _____ 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告
により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 _____ 円 |
| 4 助成金返還相当額 | 金 _____ 円 |
- 5 添付書類
- (1) 上記 3 の金額の積算の内訳等を証する書類
 - (2) 当該助成金に係る札幌市認定動物園助成金確定通知書

様

札幌市長

札幌市認定動物園助成金交付取消通知書

年 月 日付で交付決定した標記助成金については、札幌市認定動物園助成金交付要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり交付を取消しましたので通知します。

記

1 助成対象事業名

2 取消しの理由

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、札幌市を被告として（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様

札幌市長

札幌市認定動物園助成金返還決定通知書

年 月 日付で交付決定した標記助成金について、下記のとおり交付済の助成金の（全部・一部）を返還請求することに決定しましたので通知します。

記

1 助成事業名

2 返還請求の理由

札幌市認定動物園助成金交付要綱第 15 条第 号による

3 返還請求金額

金 _____ 円
(交付済の助成金額 _____ 円)

4 返還方法

別添の納付書にて市内金融機関でお支払いください。

5 返還期限

年 月 日まで